

令和4年度第5回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年8月10日(水)

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開会 令和4年8月10日午前10時00分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右 2番 土山 秋吉 3番 杉本 和明

6番 石井 裕 7番 嶋田 正忠 8番 宮本 静子

9番 木山 倫彦 10番 増岡美知子

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域 中村 建治 楠田 源志 池上 春男

六栄区域 平木 誠志 木原 大介

長洲・清里区域 坂井 隆浩 濱崎 伸二

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

4番 徳永 章 5番 中嶋 英徳

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

城戸 祐樹

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋

農業委員会事務局 書記 前田 敦

農業委員会事務局 書記 濱井 翔太

農林水産課 課長補佐 鈴木 康博

農林水産課 課長補佐 馬場 隆輔

10. 提出議案

- ・ 報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項による合意解約届について
- ・ 議案第 18 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 19 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 21 号 農用地利用集積計画（案）について
- ・ 議案第 22 号 非農地証明交付申請について

その他

(吉田事務局長)

起立、礼、それでは、ただ今から令和4年度第5回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。

始めに、濱北会長からご挨拶をお願いいたします。

(濱北会長)

皆さん、おはようございます。毎日 毎日うだるような暑さが続いております。7月まではそうなかったかなあというふうに思っておりましたが、8月に入ってからもうこの暑さが異常なような暑さが続いております。よその県では40度に近い県があっちこちで出ておるようですが、とにかく今年の暑さは去年よりもさらに暑くなってるような感じがいたします。水分ば取りながら、休憩をしながら、この休憩が相当いいそうですから、水分ば取るだけじゃなくて休憩ばしながら、涼しいところでちょっとでもいいから休みながら仕事をしてくださいということだそうです。それから、今日はこの暑さでクーラーが壊れております。そして、会議も3階ということで、これを、ふんだり蹴ったりということでしょうかね。暑かつにクーラーは壊れとる、会議は3階、階段を登ると汗がいっぱい出て……。まあ そういうことですがけれども それからまたコロナの話をしますけれども、コロナがもうものすごい、これを7波というそうですが、もう止めようがない、用心はしよりますけれども、この長洲町でも昨日28人出て、玉名郡市で200何人位出ております。玉名市が特に多い。熱中症も大事ですけど、コロナにも用心をしていただきたい それから、暑さという熱中症と思えますけども、熱中症で救急車の運転が足らんように出回ってしまってよその市町から運転手を借りらなん状況になってるそうですので、充分用心をしていただきたいと思えます。それから、この暑さの中 農地調査は終わりましたでしょうか。この暑さですが、後1ヶ月ありますから、朝の涼しいうちに用心をしながらしてもらいたいと思えます。今日 私は、提出をいたしました。あと1ヶ月ありますから、どうぞ よろしく願います。今日は、第5回定例会総会でございます。どうぞ、よろしく願います。

(事務局長)

それでは本日の欠席委員をご報告いたします。4番徳永委員 5番中嶋委員から欠席の届出の連絡がっております。それから 推進委員の城戸推進委員から欠席の連絡がっております。本日の出席委員は10名中8名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いいたします。

(濱北会長)

それでは、これより、議事に入ります。本日の提出議案は、

報告第 9号 農地法第18条第6項による合意解約届について

議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 21 号 農用地利用集積計画（案）について

議案第 22 号 非農地証明交付申請について

を議題といたします。

長洲町農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は 7 番 嶋田委員 8 番 宮本委員にお願いいたします。

早速 議事に入ります。1 ページです。「報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

（事務局長）

はい、それでは報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の 1 ページ、受付番号 6 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。

以上で、報告第 9 号の説明を終わります。

（濱北会長）

ありがとうございました。今事務局より説明がございました。この件について何か質問等がございますか。 ないですか？

ありません の声

（濱北会長）

ありがとうございます。なければ報告第 9 号を終わります。

（濱北会長）

次に進みます。2 ページです。「議案第 18 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。この件に関しましては、中村推進委員のご自身の案件となりますので、いったん退室をお願いいたします。

それでは、事務局より説明を求めます。

（事務局長）

議案第 18 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の 2 ページから 5 ページ、受付番号 4 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 1・2 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 6, 672 m²農作業歴 10 年の経験があり、1 人で作業を行っておられ、今後もすべての農地を利用するとのこと。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラ1台を所有されています。

通作距離につきましては、自宅から車で1分程度ということです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するという事です。

取得後の下限面積要件につきましては、6,981㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号4番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局より説明がございました。

補足説明を農業委員の9番 木山委員にお願いいたします。

(木山委員)

9番の木山です。この場所はですね、あの地図を見てもらうとわかるんですけども、清源寺の公民館の平原になるんですけどもリパークリーニングのすぐ迎い側になります。もう、この辺はだんだん宅地になっているようですので、何ら問題ないかと思えます。審議のほどよろしくお願ひします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の楠田推進委員に意見を伺います。

(楠田推進委員)

清源寺の楠田です。今 木山委員から説明があったとおりにままでの所有者が体調不良で農作業を辞めるという話を前から聞いてました、譲受人は自分の作業場のすぐ隣でありますし、今後も作業を続けられますので、何も問題ないかと思えます。審議の程よろしくお願ひいたします。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございますか。

ありません の声

(濱北会長)

ないようですので、採決をいたします。議案第18号 受付番号4番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号4番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。それでは、中村推進委員に入室をさせていただきます。

無事に通りました。

次に進みます。6ページです。受付番号5番を議題といたします。

それでは、事務局より説明を求めます。

(事務局長)

議案書の6ページから11ページ、受付番号5番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の3ページから11ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積52,572㎡農作業歴67年の経験があり、1人で作業を行っておられ、今後もすべての農地を利用するということです。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、耕運機1台を所有されております。

通作距離につきましては、自宅から車で1分程度とのことです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するということです。

取得後の下限面積要件につきましては、53,369㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号5番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局より説明がございました。

補足説明を農業委員の9番の木山委員にお願いいたします。

(木山委員)

9番 木山です。ここはですね。一括して購入されたという事で、場所はまず、6ページの清源寺の塘添という所で加藤齒科の南側になります。続きまして岩屈・権現尾になります。これは 腹栄中学校の西側なり、長洲町の計画道路の近くのところで、真ん中に計画道路があって右と左が岩屈と右側が壺丁田があります。それから 10 ページが清源寺平原の納骨堂のある南側をずーっと登って行きよったらお寺があります。正福寺という、そのお寺の北側に小さいのが 4 枚ほどありますけれども、全部一括して買われたということなので問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の楠田推進委員に意見を伺います。

(楠田推進委員)

清源寺の楠田です。場所的には、いま木山委員から報告がありました。清源寺の岩屈と壺丁田と借りて耕作されておりました。今度、購入して引き続き耕作されるということなので、また 4 枚ほどの小さい畑も蔓状の草がはえて困っていたので、これを、耕作されるのであれば別に問題ないかと思えます。審議の程よろしくお願いいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、何か質問等はございますか。

(土山委員)

2番の土山です。67歳で一人で耕作されてるということなのでどうかなって思う、跡継ぎがおっとかなあておもうて。

(楠田推進委員)

後継者が近くに住んどんなつです。

(濱北会長)

他にありませんか。なければ採決をします。議案第18号 受付番号5番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号5番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。12ページです。「議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の12ページから15ページ、受付番号3番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の13ページから15ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法上の用途地域の区域内にある農地である為、第3種農地と判断しており、原則許可になります。

資力及び申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、令和4年10月1日着工予定、令和4年12月31日完成予定ということで適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積概ね500㎡を下回るため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、整地にあたっては、近隣へ迷惑のないよう十分注意するとのことです。

万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するという事です。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は雨水枡を4カ所設置し南側の水路に放流ということです。

以上、受付番号3番の説明を終わります。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。いま、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員の8番 宮本委員にお願いいたします。

(宮本委員)

8番 宮本です。この場所は、コスモスとしまむらの間の道路を入れて行って小さい十字路の2番目を右側に入れて行って100mくらい行ったところですね。今は周りをブロックでしてあって周辺は住宅街になっていて、何ら問題はないかと思います。よろしくお願ひします

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の濱崎推進委員に意見を伺います。

(濱崎推進委員)

推進委員、濱崎です。こちらの場所は先程 説明にあったとおりです。特に、問題ないと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局と農業委員より説明がありました。この件について、なにかご意見、質問等はございますか。 ないですか。採決いたしますけどいいですか。

いいです の声

(濱北会長)

ありがとうございます。受付番号3番について賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号3番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。16ページです。議案第20号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の16ページから19ページ、受付番号9番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の16から18ページを併せてご覧ください

さい。

申請理由につきましては、個人住宅建築に伴う売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、第 1 種、第 3 種共に該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第 2 種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には原則として許可になります。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン仮審査終了通知が事業費と同額のため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 4 年 10 月 1 日より着工予定、令和 5 年 5 月 1 日完成予定であり適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積概ね 500 m²を下回るため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、土砂等の流出、崩壊がないように慎重に施工するとのこと。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するという事です。

その他、給水は町上水道・生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は雨水浸透枳を設置するという事です。

以上、受付番号 9 番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局より説明がございました。

補足説明を農業委員 9 番の 木山委員にお願いいたします。

(木山委員)

9 番 木山です。この場所はですね。先ほどの長洲町の計画道路から東に行ったところで、20mばかり登って行った一枚の田んぼを半分に割ってるところで面積も満たしておるので、なんら問題はないか思います。御審議のほど よろしくお願ひします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の楠田推進委員に意見を伺います。

(楠田推進委員)

清源寺の楠田です。今 木山委員から報告されました。周りは住宅がぼつんぼつん出来始めて東側は住宅が上からかなり出来ております。耕作だけで作物は何も作ってありません。問題はないかと思われまので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員・担当 推進委員の説明がございました。この件について、なにか質問等はございますか。

(濱北会長)

ないようですので 採決を取っていいですか。

はい の声

(濱北会長)

ありがとうございます。議案 20 号 受付番号 9 番について原案とおりに許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 20 号 受付番号 9 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます、20 ページです。「議案第 21 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長)

議案第 21 号 農用地利用集積計画 (案) が定められたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、21 ページが総括表となり 2022 年の期間ごとの総括になります。22 ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合せて今後の経営面積となります。詳細につきましては、23 ページ 賃借権 4 件 6 筆 14,886 m²、24 ページ 使用貸借権 1 件 2 筆 2,147 m²、となっております。

以上、議案第 21 号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はありませんか。 ない様ですので、採決をいたします。

(濱北会長)

議案第 21 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 21 号は原案のとおり決定いたします。

(濱北会長)

次に進みます、25 ページです。今日の最後です。「議案第 22 号 非農地証明交付申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。(

(事務局長)

それでは、議案第 22 号 非農地証明交付申請願がありましたので決定を求めるものです。議案書の 25 ページ、受付番号 1 番です。

申請人、所在、地番、登記地目、現況地目、地積は議案書に記載のとおりです。

説明資料の 19・20 ページに現況写真及び地図を載せております。

申請理由につきましては、現地は既に山林化しており、農地への回復が見込めないため地目変更を行うものです。

土地所有者からの申請により非農地通知書を交付するためご審議をいただくものでございます。

以上、議案第 22 号の説明を終わります。

(事務局長)

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問はございますか。

ありません。 の声

(濱北会長)

ないですか。なければ、採決を致します。議案第 22 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 22 号は原案のとおり決定し、非農地通知書を交付いたします。

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様から、ご意見、ご質問等がなにかございますか。

(濱北会長)

なければ、事務局のほうから連絡事項等をお願いいたします。

- 1 農地利用最適化推進大会について
- 2 9月の定例会について
- 3 利用状況調査について
- 4 マイナンバーカード作成について

(濱北会長)

これをもちまして、令和4年度第5回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（終了 午前 10 時 45 分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印